

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1129 第2号」により下記の検査項目に検査
実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 適用日 令和元年12月1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目（医療機器）	保険点数
シーケンサーシステムを用いたNTRK融合遺伝子検査 （FoundationOne CDx がんゲノムプロファイル）	5,000点

▼詳細内容

検査項目（医療機器）	保険点数	診療報酬 点数表区分	備 考
<p>シークエンサーシステムを用いたNTRK融合遺伝子検査 （FoundationOne CDx がんゲノムプロファイル）</p>	5,000点	D006-4 遺伝学的検査 「2」処理が複雑なもの	<p>（9）固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として NTRK融合遺伝子検査を実施する場合には、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものの所定点数を準用して算定することとし、注の規定及び（1）～（7）の規定は適用しない。</p> <p>（10）シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供すること。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いないこと。</p>